

加古川市立認定こども園及び加古川市立保育所における災害共済掛金の
うち保護者から徴収する額等に関する要綱

平成29年3月31日

こども部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）第17条第4項（法附則第8条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、災害共済給付契約に係る子どもの保護者（以下「保護者」という。）から市が徴収する災害共済給付に係る共済掛金（以下「共済掛金」という。）の額等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(共済掛金の額)

第2条 法第17条第4項に規定する政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 市立認定こども園に在籍する子ども 当該子ども1人につき年額 200円
- (2) 市立保育所に在籍する子ども 当該子ども1人につき年額 240円

(徴収の免除)

第3条 市長は、保護者が法第29条第2項各号のいずれかに該当する場合は、法第17条第4項ただし書（法附則第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定により共済掛金を免除するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。